

水道料金及び下水道使用料の徴収サイクルの見直しを計画しています！！

※徴収サイクルとは、検針から調定、請求、督促及び給水停止等滞納整理に至るまでの一連の周期を指します。

静岡市上下水道局では、市民の皆様が水道料金等の請求時期、納期限についてよりわかりやすくなるよう、検針と請求の時期、納入通知書の定例の納期限と口座振替の定例の振替日の統一など、徴収サイクルの見直しを計画しています。（徴収サイクル変更モデル図参照）

◎徴収サイクルのどこを見直すの？

【見直し①】 検針と請求を同じ月に行い、請求対象をわかりやすくします。

現在のサイクルでは、例えば、4月検針分の納付書または口座振替のお知らせは、5月になってから発送しています。

変更後は、4月検針分については、4月中に納付書等を送付することとし、市民の皆様「いつ検針した分の請求なのか。」をわかりやすくします。

【見直し②】 納付書と口座振替の定例分の納期限を統一します。

現在のサイクルでは、納付書による定例の納期限と、口座振替の定例の振替日が別々に設定されています。

変更後は、納付の方法に関わらず、納期限を検針月翌月の10日とし、「定例の納期限はいつなのか。」を、わかりやすくします。
(なお、この変更に伴い、再振替は廃止とします。)

◎なぜ徴収サイクルを見直すの？

【上下水道局としての見直しに期待する効果】

請求時期や納期限がわかりやすくなることにより、市民の皆様の期限内納付への意識がより高まることが期待されます。

また、納期限経過後の未納分に対する速やかな督促・催告など、適正な債権管理を進め、市民の皆様の負担の公平化を図ります。

これにより、収納率のさらなる向上を図り、上下水道事業の安定的な経営の維持、市民の皆様への安心安全な生活環境の提供を継続していきます。

◎徴収サイクル変更モデル図

※本表は1か月を31日としたモデル図です。（静岡市上下水道局及び金融機関の休業日により発送日や、口座振替日はモデル図と異なる場合があります）
 ※検針期間は、曜日に問わず一定です。

【現行徴収サイクル】 定例検針から、定例分の納期限までの期間が約60日間

1月目																		2月目														3月目																																																																																														
1	2	...	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	...	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	...	24	25	26	...	31	1	2	...	20	21	22	23	24	25	...	29	30	31																																																																		
定例検針開始																															定例検針終了										② 定例調定日																		③ 納付書発送												④ お知らせ発送												⑤ 口座定例振替日												⑥ ⑦ 納付書の納期限												督促状発送										督促状納期限									

1	2	...	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	...	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	...	24	25	26	...	31	1	2	...	5	6	7	8	9	10	...	29	30	31
定例検針開始			① 定例検針終了			② 定例調定日			④ お知らせ発送			③ 納付書発送			⑤ ⑦ 口座定例振替の納期限										督促状発送										督促状納期限																									

【変更後徴収サイクル】 定例検針から、定例分の納期限までの期間が約40日間（現行のサイクルと比較して、約20日間短縮されます）

◎主な変更点と短縮日数について

※本表は1か月を31日とした標準の日数です。静岡市上下水道局及び金融機関の休業日により発送日や、口座振替日は本表と異なる場合があります。

※月の途中での使用開始又は使用中止があったときは、本表と異なる取扱いとなる場合があります。

変更点	変更前	変更後	短縮日数	備考
①検針期間	1日～16日頃	1日～13日	3日間	隔月で行う定例の検針期間
②定例調定日	検針月末日から3営業日前	定例検針終了から4営業日後	10日間	定例の検針に基づく水道料金等の確定日
③定例納付書発送日	検針翌月第3営業日	定例調定日から5営業日後	15日間	定例調定に基づく納付書の発送日
④お知らせ発送日	検針翌月第4営業日	定例調定日から4営業日後	15日間	定例調定に基づく口座振替の事前通知の発送日
⑤口座振替日（定例）	検針月翌月16日	検針月翌月10日	6日間	定例分の口座振替日
⑥口座振替日（再振替）	検針月翌月末日	再振替は行わない	—	資金不足による振替不能分の再振替日
⑦定例分納期限	検針月翌月末日	検針月翌月10日	20日間	定例分の納付書の納付期限